

平成28年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要（案）

目 次

平成28年度介護従事者処遇状況等調査の概要	P 2
I 介護職員処遇改善加算の取得状況等について	P 3
・ 介護職員処遇改善加算の取得（届出）状況（届出の有無、加算の種類別）	
・ 介護職員処遇改善加算（I）の取得（届出）が困難な理由	
・ キャリアパス要件（I）及び（II）を満たすことが困難な理由	
・ 介護職員処遇改善加算の取得（届出）をしない理由	
・ 対象の制約のため困難、事務作業が煩雑とする具体的な事情	
II 介護従事者等の平均給与額等の状況について	P 8
・ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法	
・ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）	
・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）	
・ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）	
・ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）	
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）	
・ 介護職員の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）	
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、経営主体別）	
・ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）	
III 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について	P 18
・ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（資質の向上）	
・ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（労働環境・処遇の改善）	
・ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（その他）	

平成28年度介護従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 平成28年10月
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 10,577施設・事業所
 - ・ 有効回答数 8,055施設・事業所（有効回答率：76.2%）※ 前回調査：72.7%
 - ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（平成27年9月と平成28年9月における給与）等

介護職員処遇改善加算について

- 加算の種類
 - 加算（Ⅰ）：27,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす）
 - 加算（Ⅱ）：15,000円相当（キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす）
 - 加算（Ⅲ）：（Ⅱ）×0.9相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす）
 - 加算（Ⅳ）：（Ⅱ）×0.8相当（キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない）
- 加算の算定要件
 - キャリアパス要件Ⅰ：介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系を定め、全ての介護職員に周知していること。
 - キャリアパス要件Ⅱ：介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。
 - 職場環境等要件：職場環境等の改善（賃金改善を除く）を実施し、全ての介護職員に周知していること。
（例）事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備 等

I 介護職員処遇改善加算の取得状況について

○ 介護職員処遇改善加算の取得（届出）の状況（届出の有無、加算の種類別）

介護職員処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が、90.0%、加算を「取得（届出）していない」事業所が10.0%となっている。

また、加算の種類別（Ⅰ～Ⅳ）の取得状況をみると、加算（Ⅰ）を取得している事業所が、70.6%となっている。
（統計表P1・第1表）

	取得(届出)している					取得(届出)していない
	加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)		
全体	90.0%	70.6%	16.4%	1.3%	1.5%	10.0%
介護老人福祉施設	97.9%	89.0%	7.6%	0.9%	0.4%	2.1%
介護老人保健施設	93.9%	76.8%	13.0%	1.8%	2.3%	6.1%
介護療養型医療施設	66.7%	44.7%	17.3%	0.6%	4.1%	33.3%
訪問介護	87.8%	64.9%	19.7%	1.7%	1.4%	12.2%
通所介護	88.3%	68.5%	17.0%	1.2%	1.6%	11.6%
認知症対応型共同生活介護	97.4%	81.5%	12.9%	1.3%	1.8%	2.6%

○加算の種類

加算(Ⅰ):介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 27,000円相当(キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす場合)

加算(Ⅱ):介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 15,000円相当(キャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱに加え、職場環境等要件を満たす場合)

加算(Ⅲ):介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (Ⅱ)×0.9相当(キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれかを満たす場合)

加算(Ⅳ):介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (Ⅱ)×0.8相当(キャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、職場環境等要件のいずれも満たさない場合)

○ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の取得（届出）が困難な理由

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅰ）を取得することが困難な理由をみると、「キャリアパス要件（Ⅰ）を満たすことが困難」が69.8%となっている。（統計表P7・第7表）

（複数回答）

	① キャリアパス要件（Ⅰ）を 満たすことが困難	② キャリアパス要件（Ⅱ）を 満たすことが困難	③ 職場環境等要件を 満たす見込みがない	④ その他
全 体	69.8%	21.3%	6.3%	11.3%
介護老人福祉施設	56.4%	29.2%	6.0%	22.3%
介護老人保健施設	68.6%	24.1%	2.3%	14.3%
介護療養型医療施設	71.6%	22.8%	4.0%	12.3%
訪問介護	72.6%	20.1%	6.2%	11.2%
通所介護	68.2%	21.7%	6.3%	10.7%
認知症対応型共同生活介護	71.5%	19.8%	8.5%	9.3%

○加算の算定要件

キャリアパス要件Ⅰ：介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件、賃金体系について定め、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅱ：介護職員の資質向上のため計画を策定し、研修の実施または研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。

職場環境等要件：職場環境等の改善（賃金改善を除く）を実施し、全ての介護職員に周知していること。

○ キャリアパス要件（Ⅰ）及び（Ⅱ）を満たすことが困難な理由

前頁において、キャリアパス要件（Ⅰ）を満たすことが困難と回答した事業所について、その具体的な理由を尋ねたところ、「介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めることが難しいため」が66.9%となっている。

また、キャリアパス要件（Ⅱ）を満たすことが困難と回答した事業所について、その具体的な理由を尋ねたところ、「資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに介護職員の能力評価を行うことが難しいため」が、60.4%となっている。
(統計表P10及びP13・第10表及び第13表)

キャリアパス要件(Ⅰ)を満たすことが困難な理由

(複数回答)

	介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めることが難しいため	職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く)を定めることが難しいため	職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知することが難しいため	届出に必要なとなる事務を行える職員がいないため	その他
全体	66.9%	45.1%	29.4%	13.9%	6.5%

キャリアパス要件(Ⅱ)を満たすことが困難な理由

(複数回答)

	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定して全ての介護職員に周知することが難しいため	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに介護職員の能力評価を行うことが難しいため	資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)を実施することが難しいため	届出に必要なとなる事務を行える職員がいないため	その他
全体	31.3%	60.4%	40.7%	16.7%	7.2%

○ 介護職員処遇改善加算を取得（届出）しない理由

介護職員処遇改善加算を取得（届出）していない事業所における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が44.3%、「利用者負担の発生」が37.8%、「対象の制約のため困難」が30.4%となっている。（統計表P16・第16表）

（複数回答）

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	対象の制約のため困難	事務作業が煩雑	平成30年度以降の取扱が不明	追加費用負担の発生	利用者負担の発生	非常勤職員等の処遇上の問題	賃金改善の必要性がない	算定要件を達成できない	その他
全体	30.4%	44.3%	13.4%	11.1%	37.8%	16.8%	8.7%	15.2%	12.0%
介護老人福祉施設	41.5%	12.7%	19.2%	22.2%	16.1%	12.8%	15.8%	6.1%	24.6%
介護老人保健施設	49.4%	20.1%	13.3%	7.7%	18.6%	8.3%	14.7%	21.0%	20.9%
介護療養型医療施設	56.1%	32.1%	24.1%	17.9%	7.3%	9.9%	8.8%	16.2%	9.0%
訪問介護	21.9%	46.7%	12.8%	9.5%	38.1%	15.2%	10.4%	16.7%	10.8%
通所介護	33.6%	45.3%	11.7%	9.9%	43.1%	19.1%	6.7%	14.1%	11.8%
認知症対応型共同生活介護	19.2%	56.1%	22.6%	31.0%	34.6%	23.4%	7.2%	11.3%	20.1%

○ 対象の制約のため困難、事務作業が煩雑とする具体的な事情

前頁において、対象の制約のため困難と回答した事業所について、その具体的な事情を尋ねたところ、「介護職員のみを加算の対象者としているため、職種間の賃金のバランスがとれなくなるため」が73.6%となっている。

また、事務作業が煩雑と回答した事業所について、その具体的な事情を尋ねたところ、「介護職員処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため」が77.2%となっている。
(統計表P19及びP22・第19表及び第22表)

対象の制約のため困難とする具体的な事情

(複数回答)

	介護職員のみを加算の対象者としているため、職種間の賃金のバランスがとれなくなるため	同一法人内に加算の対象外の事業所があるため、事業所間の賃金のバランスがとれなくなるため	職種間の公平性を保つために、加算の対象外である職種に対しても持ち出しによる賃金の改善を行わざるを得なくなるため	その他
全体	73.6%	34.0%	42.9%	6.4%

事務作業が煩雑とする具体的な事情

(複数回答)

	介護職員処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため	介護職員処遇改善実績報告書を作成するための事務作業が煩雑であるため	勤務時間や勤務日数等に応じて、処遇改善加算の総額から個々の職員の支給額を算定する事務作業が煩雑であるため	届出に必要となる事務を行える職員がいないため	その他
全体	77.2%	69.5%	54.4%	37.2%	3.7%

Ⅱ 介護従事者等の平均給与額等の状況について

○ 介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法

介護サービス施設・事業所における介護従事者等の給与等の引き上げの実施方法をみると、「定期昇給を実施（予定）」が69.7%、「各種手当の引き上げまたは新設（予定）」が29.9%となっている。（統計表P28・第28表）

（複数回答）

	① 給与表を 改定して 賃金水準を 引き上げた （予定）	② 定期昇給を 実施 （予定）	③ 各種手当の 引き上げ または新設 （予定）	④ 賞与等の支給 金額の引き上げ または新設 （予定）	⑤ その他
全 体	16.4%	69.7%	29.9%	14.8%	3.9%
介護老人福祉施設	10.5%	90.5%	30.1%	14.9%	3.6%
介護老人保健施設	10.3%	89.0%	23.9%	9.8%	2.3%
介護療養型医療施設	9.4%	86.0%	23.9%	10.4%	4.2%
訪問介護	19.2%	56.2%	40.4%	19.5%	3.0%
通所介護	19.5%	66.2%	32.6%	16.5%	5.1%
認知症対応型共同生活介護	18.0%	66.4%	36.5%	15.4%	4.4%
居宅介護支援事業所	12.2%	77.5%	15.0%	8.9%	3.3%

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成27年と平成28年の状況を比較すると、9,530円の増となっている。（統計表P61・第50表）

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
介護職員	289,780円	280,250円	9,530円
看護職員	371,100円	364,870円	6,230円
生活相談員・支援相談員	315,940円	306,520円	9,420円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	343,890円	334,940円	8,950円
介護支援専門員	342,440円	334,550円	7,890円
事務職員	307,350円	301,650円	5,700円
調理員	252,590円	249,700円	2,890円
管理栄養士・栄養士	309,120円	301,340円	7,780円

注1) 平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給額について、平成27年と平成28年の状況を比較すると、2,790円の増となっている。（統計表P106・第88表）

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
介護職員	179,680円	176,890円	2,790円
看護職員	236,120円	233,870円	2,250円
生活相談員・支援相談員	208,880円	205,610円	3,270円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	228,700円	225,120円	3,580円
介護支援専門員	214,530円	212,180円	2,350円
事務職員	207,320円	204,820円	2,500円
調理員	177,730円	176,580円	1,150円
管理栄養士・栄養士	206,630円	203,710円	2,920円

注1)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)平均基本給額は10円未満を四捨五入している。

(参考) 介護職員の平均給与額の内訳 (月給・常勤の者)

介護職員処遇改善加算 (I) ~ (IV) を取得 (届出) している事業所における介護職員 (月給・常勤の者) の平均給与額について、基本給、手当、一時金 (賞与等) ごとに、平成27年と平成28年の状況を比較すると、基本給が2,790円の増、手当が2,560円の増、一時金が4,190円の増となっている。 (統計表P61・第50表)

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年-平成27年)
給与額	289,780円	280,250円	9,530円
うち、基本給	179,680円	176,890円	2,790円
うち、手当	64,240円	61,680円	2,560円
うち、一時金(賞与等)	45,860円	41,670円	4,190円

注1)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均給与額等と比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)+手当+一時金(4~9月支給金額の1/6)

注3)手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注4)一時金は賞与その他臨時支給分として4~9月に支給された金額の1/6

注5)平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均給与額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均給与額について、平成27年と平成28年の状況を比較すると、2,400円の増となっている。（統計表P63・第52表）

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
介護職員	96,080円	93,680円	2,400円
看護職員	113,460円	110,920円	2,540円
生活相談員・支援相談員	94,520円	96,030円	△1,510円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	76,860円	75,110円	1,750円
介護支援専門員	105,930円	107,310円	△1,380円
事務職員	90,400円	89,890円	510円
調理員	81,190円	80,590円	600円
管理栄養士・栄養士	101,800円	94,130円	7,670円

注1) 平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(時給)×実労働時間+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○ 介護従事者等の平均基本給額の状況（時給・非常勤の者、職種別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（時給・非常勤の者）の平均基本給額について、平成27年と平成28年の状況を比較すると、10円の増となっている。（統計表P108・第90表）

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
介護職員	1,110円	1,100円	10円
看護職員	1,370円	1,360円	10円
生活相談員・支援相談員	1,010円	980円	30円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	1,540円	1,550円	△10円
介護支援専門員	1,250円	1,240円	10円
事務職員	930円	920円	10円
調理員	870円	870円	0円
管理栄養士・栄養士	1,010円	1,000円	10円

注)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、平成27年と平成28年の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。（統計表P88・第76表）

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
全体【平均勤続年数：7.2年】	289,780円	280,250円	9,530円
1年(勤続1年～1年11か月)	258,230円	232,920円	25,310円
2年(勤続2年～2年11か月)	262,050円	251,760円	10,290円
3年(勤続3年～3年11か月)	265,770円	255,700円	10,070円
4年(勤続4年～4年11か月)	274,880円	263,640円	11,240円
5年～9年	288,830円	280,670円	8,160円
10年以上	325,400円	318,020円	7,380円

注1)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3)平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4)勤続年数は平成28年9月までに勤続した年数。

注5)勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、平成27年4月から勤務を開始した介護職員の場合、平成27年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、平成27年9月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

○ 介護職員の平均基本給額の状況（月給・常勤の者、勤続年数別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給額について、平成27年と平成28年の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。（統計表P112・第94表）

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
全 体【平均勤続年数:7.2年】	179,680円	176,890円	2,790円
1年(勤続1年～1年11か月)	167,330円	165,180円	2,150円
2年(勤続2年～2年11か月)	165,770円	162,580円	3,190円
3年(勤続3年～3年11か月)	167,690円	164,160円	3,530円
4年(勤続4年～4年11か月)	169,150円	165,790円	3,360円
5年～9年	177,140円	174,090円	3,050円
10年以上	199,810円	196,890円	2,920円

注1)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均基本給額を比較している。

注2)勤続年数は平成28年9月までに勤続した年数。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、経営主体別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、施設・事業所の法人種別に平成27年と平成28年の状況を比較すると、法人種別にかかわらず増となっている。（統計表P69・第58表）

	平均勤続年数	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
全体	7.2	289,780円	280,250円	9,530円
地方公共団体	11.2	339,280円	333,870円	5,410円
社会福祉協議会	11.1	304,280円	297,930円	6,350円
社会福祉法人	7.8	308,240円	297,280円	10,960円
医療法人	7.6	287,690円	279,980円	7,710円
営利法人	5.5	261,710円	252,160円	9,550円
その他	7.3	273,820円	268,370円	5,450円

注1)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2)平均給与額は、基本給(月額)+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3)勤続年数について、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注4)平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

○ 介護職員の平均給与額の状況（月給・常勤の者、保有資格別）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。（統計表P100・第82表）

	平均勤続年数	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
全体	7.2	289,780円	280,250円	9,530円
保有資格あり	7.4	291,900円	282,940円	8,960円
介護福祉士	8.1	302,550円	294,550円	8,000円
実務者研修	7.3	285,310円	278,750円	6,560円
介護職員初任者研修	6.4	273,970円	264,300円	9,670円
保有資格なし	4.3	255,220円	243,890円	11,330円

注1)「実務者研修」とは、実務者研修、介護職員基礎研修及びヘルパー1級をいう。

注2)「介護職員初任者研修」とは、介護職員初任者研修及びヘルパー2級をいう。

注3)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注4)平均給与額は、基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注5)勤続年数について、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注6)平均給与額等は10円未満を四捨五入している。

Ⅲ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（資質の向上）

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、資質の向上においては、「働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修等の受講支援」が67.1%となっている。
（統計表P46・第46表）

	実施している	実施していない
働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	67.1%	26.5%
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	48.6%	44.6%
小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	19.4%	72.6%
キャリアパス要件に該当する事項 （キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）	22.5%	26.8%
その他	11.6%	21.4%

○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（労働環境・処遇の改善）

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、労働環境・処遇の改善においては、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化」が83.2%、「ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善」が81.3%、「健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備」が80.2%となっている。

（統計表P46・第46表）

	実施している	実施していない
新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入	38.6%	54.3%
雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	51.6%	41.3%
ICT活用による業務省力化	25.0%	67.5%
介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	15.1%	77.2%
子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	45.7%	47.2%
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	81.3%	12.4%
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	83.2%	10.5%
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	80.2%	13.6%
その他	9.1%	20.2%

○ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況（その他）

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況をみると、その他においては、「非正規職員から正規職員への転換」が69.9%となっている。（統計表P46・第46表）

	実施している	実施していない
介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	63.6%	29.7%
中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）	49.5%	43.7%
障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	36.6%	56.3%
地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	52.0%	41.1%
非正規職員から正規職員への転換	69.9%	23.5%
職員の増員による業務負担の軽減	63.0%	30.0%
その他	6.7%	22.3%